

**わた SHIGA 輝く国スポライフル射撃 (50m、10m、BR・BP) 競技
リハーサル大会警備業務委託仕様書**

1 業務名称

わた SHIGA 輝く国スポライフル射撃 (50m、10m、BR・BP) 競技リハーサル大会警備業務委託

2 業務目的

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 (以下、「実行委員会」という。) が主催するわた SHIGA 輝く国スポライフル射撃 (50m、10m、BR・BP) 競技リハーサル大会において、競技会場等における警備業務の実施により、安全かつ円滑に大会を運営することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年10月31日までとする。

4 業務場所および業務実施期間・日時および業務場所における配置箇所

別紙「わた SHIGA 輝く国スポライフル射撃 (50m、10m、BR・BP) リハーサル大会警備員配置計画表」(以下、「警備員配置計画表」という。)、別紙「わた SHIGA 輝く国スポライフル射撃 (50m、10m、BR・BP) リハーサル大会警備員配置計画図」(以下、「警備員配置計画図」という。) のとおり。

5 業務内容

(1) 警備員配置計画の精査

受託者の持つ経験等を基に、実行委員会の作成した警備員配置計画を精査する

(2) 警備統括 (責任者) 業務

ア 警備計画書 (警備員配置計画表、警備員配置計画図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図) の策定

イ 実行委員会事務局、各競技会場に設置される実施本部 (以下、「実施本部」という。) との連絡調整

ウ 担当する業務に従事するすべての警備員の統括および状況 (出勤・退勤、休憩、交代を含む) の把握

エ 不測事態やトラブル発生時における警備員への的確な指示

オ 警備業務日誌の作成および指定する実行委員会事務局への報告 (業務実施日全て)

カ 競技会場および臨時駐車場等における連携および連絡調整

(3) 交通誘導警備業務

- ア 競技会場駐車場および臨時駐車場等（以下、「駐車場等」という。）における指定車両の識別（駐車許可証の確認）および誘導
 - イ 駐車場等における車両・歩行者の整理・誘導
 - ウ 駐車場等における指定車両および福祉車両の駐車スペースの確保
 - エ 駐車場等における車両・歩行者の整理・誘導およびコーン・コーンバー等による区画枠設置作業
 - オ シャトルバス等の安全確保・車両整理
 - カ 駐車場等における空き台数等状況把握
 - キ 紛れ込み、誤進入車両、送迎車両等の誘導・排除
 - ク 迷惑（違法）駐停車に対しての注意喚起（防止・排除）
 - ケ 実施本部係員との連携による駐車場への誘導
 - コ 駐車場等ならびにその周辺における交通状況の情報収集および実施本部への情報提供
 - サ その他車両等の整理・誘導・通行管理に伴う業務
 - シ 駐車場等における施設、仮設物、備品等の監視および損壊等の防止ならびに巡回監視による車上荒らし等犯罪の防止
 - ス 駐車場等に残った車両のナンバー把握および引継報告
- (4) 立哨警備業務
- ア 会場全体の警備
 - (ア) 不審者および不審物への警戒
 - (イ) 大会関係者以外立ち入り禁止区域における規制および保安
 - (ウ) 歩行者の安全管理および案内・整理
 - (エ) 施設、仮設物、備品、会場装飾物等の監視および盗難、損壊等の防止
 - (オ) 競技運営を妨害する者および行為者に対する対応
 - (カ) 非常時・災害等発生時における避難経路の確保、誘導および実施本部員の自衛消防活動業務への協力(初期消火等を含む。)
 - (キ) 競技会場内において発生した事件、事故の状況および事件、事故が発生する可能性のある状況についての情報収集および実施本部への情報提供
 - (ク) その他会場全体の警備に伴う業務
 - (ケ) 出場チームおよび選手の会場・施設内への移動等に伴う安全管理
- (5) 夜間警備業務
- ア 仮設物、備品、会場装飾、喫煙所等の火災および盗難・損壊等の防止
 - イ 施設保安のための巡回監視（駐車場、臨時駐車場、シャトルバス乗降所を含む）
 - ウ 不審者および不審物への警戒
 - エ 不法侵入者の防止対策および排除
 - オ 違法駐停車および迷惑駐車の防止・排除

カ 事故発生時における関係機関・団体への連絡

キ 一般観戦者夜間待機列への対応

ク その他不測事態への対応

(6) 前各号に掲げるもののほか、履行のために必要な業務

6 配置警備員の条件

(1) 配置する警備員は、警備業法（以下、「法」という。）および関係法令に定められた教育訓練を受け、警備業務に必要な資格を有するとともに現場活動に熟練度の高い者であること。

(2) 各会場に必要なに応じ適切な資格を有する警備員を配置すること。但し、資格者については契約締結後に雇用および資格が証明できる物（コピー可）を提出すること。また、委託期間中に変更がある場合は、その都度、委託者に提出すること。

(3) 「警備員配置計画表」に基づき、各配置場所における警備員のうち1名を業務責任者として定めること。但し、業務責任者は警備員を兼ねることができる。

(4) 会場全体を統括する警備統括責任者を1名配置すること。但し、警備統括責任者は業務責任者、警備員の業務を兼ねることができる。

7 業務計画

(1) 契約締結日から業務完了日に至るまでの詳細な業務計画表を作成し、委託者へ提出すること。

(2) 業務計画表には、業務実施にあたり必要となる工程およびその費用、費用が発生する時期および着手期限について明記すること。

(3) 受託者は、委託者の承諾を得た業務計画表に基づき、業務に着手するとともに、委託者からの指示もしくは情勢の変化等により変更が生じる場合、協議の上決定するものとする。また協議結果は、都度受託者が打合せ簿を作成し、委託者が確認の上保管するものとする。

(4) 受託者は、業務履行に必要な人員等の確保状況を常に確認し、直ちに委託者に報告するとともに、業務履行に支障をきたす状況が見込まれる場合には、委託者と協議の上、委託者の承諾を得たうえで人員等の確保を行うこと。

(5) 契約後、本業務に係る打合せを行う際に必要となる経費は全て受託者の負担とする。

8 提出書類

(1) 契約締結前に提出するもの

ア 警備契約内容書（法第19条第1項による書面）

(2) 契約締結後に提出するもの

ア 警備契約報告書（法第19条第2項による書面）

イ 契約金額内訳明細書（業務時間変更時の時間単価を算定できるものとする。）

ウ 警備計画書（警備員配置計画表、警備員配置計画図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図）

- エ 配置する警備員の名簿
- オ 加入している賠償責任保険、労働災害保険の保険証券の写し
- カ 業務主任担当者等届
- キ 業務計画表
- ク その他委託者が指示するもの
- (3) 都度、速やかに提出するもの
 - ア (2)の内、修正した各種計画に伴うもの（最終計画書・図面等）
 - イ 打合せ記録簿
 - ウ 問い合わせ、苦情等に関する記録
 - エ 事故報告書（事故処理後、速やかに提出）
 - オ その他委託者が指示するもの
- (4) 従事日における業務完了後に提出するもの
 - ア 警備業務日誌（受託者が通常業務で使用する様式可）
 - イ その他委託者が指示する書類
- (5) 契約満了時に提出するもの
 - ア 業務完了届
 - イ その他委託者が指示するもの

9 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務履行上必要な事項は、委託者と協議のうえ、受託者の責任において、誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。また、本仕様書に記載の無い事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、委託者と十分協議し業務を遂行すること。

1 0 法令、条例等の遵守 本業務の履行に関係する法令、条例等は遵守すること。

1 1 鍵の預託

- (1) 委託業務履行上必要とする鍵については、これを貸与することとする。
- (2) 貸与した鍵は、これを複製しないこと。
- (3) 契約終了時には、貸与した鍵を全て返還すること。

1 2 秘密の保持・再委託等

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。なお、個人情報ならびに再委託の取り扱いについては、「契約書（案）」、「別紙1 個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守すること。この契約が終了または解除された後においても同様とする。

1 3 その他留意事項

- (1) 受注者は、本業務の趣旨を理解し、できる限りの経費の縮減と最大の効率と効果の両立を目指し、業務を進めることとする。
- (2) 配置する統括責任者は、携帯電話等を使用し、委託者と常時連絡が取れる体制を整えること。また、警備員は、無線機等を使用し、相互に連絡を密に取れる体制を整えること。なお、警備業務実施上必要な物品は、受託者が用意すること。
- (3) 警備員は、法および関係法令に定められた制服を着用し、名札を着けて業務に従事すること。また、言動に注意し、大会関係者および一般観覧者等に対し適切に対応すること。
- (4) 配置場所までの警備員の交通手段の措置は、受託者が行うこと。なお、交通手段は可能な限り公共交通機関および自転車・バイク等を利用し、車で乗り入れする場合は、可能な限り相乗等の措置を講ずること。
- (5) 本業務を実施するにあたり、受託者は委託者と詳細に協議し、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (6) 別紙「警備員配置計画表」における配置人数は、常時配置人数であるため、労働基準法に基づく休憩等のための交代要員を配置すること。なお、警備員の休息・交代等による人事管理および食事等の手配については、受託者側で実施すること。
- (7) 別紙「警備員配置計画表」に示す業務時間は予定時間であり、競技終了時間の延長等により業務時間に変更が生じる場合があるが、柔軟に対応し、業務を履行すること。
- (8) 業務日ごとの終了時刻は、競技時間の延長等により変更する場合があるため、実施本部員の指示によるものとする。
- (9) 不測の事態などにより、警備員数ならびに業務場所等業務内容に変更が生ずる場合は、別途協議し処理するものとする。
- (10) 配置位置については平常時の体制であり、委託者は混雑に応じて効率的な配置シフトおよび警備員の増員を要請する場合がある。
- (11) 委託者は大会の中止、延期、規模縮小等により必要があると認めたときは、警備員数・業務内容等の変更、業務の一時中止をすることができる。上記に伴う、委託料等の変更は、委託者と受託者で協議し決定するものとする。
- (12) 受託者は、大会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、委託者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に履行した業務に係る費用を積算したものおよび支払いを証明することができる書類を、委託者が指定する日時までに提出すること。
- (13) 受託者は、本業務を実施するにあたって受託者の瑕疵により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、すべて受託者の責任としてその損害を賠償するものとし、委託者はいかなる責任も負わないものとする。また、万が一の損害賠償に備えて、賠償責任保険等に加入し委託者の確認を受けること。
- (14) 受託者は委託者に対し、過去の経験を生かした多角的なアドバイスを行うこと。
- (15) 施設管理者による通常警備との整合性を図ること。

- (16) 第三者に対し、ネーミングライツを採用した施設名称についてその施設名称を呼称または記載する際には、ネーミングライツにより定められた愛称および施設の正式名称を併せて呼称または併記すること。なお、併記する際は、愛称の後に正式名称をカッコ書きで記載すること。